

大分市地区公民館利用規約

大分市地区公民館（以下「地区公民館」という。）は、社会教育法の規定に基づき設置された社会教育施設です。

以下の項目を遵守・ご了解のうえ、利用してください。

1.（利用できる人）

地区公民館を利用することができるのは、大分市内に居住し、通勤若しくは通学をされている人又は別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町に居住されている人です。

ただし、18歳未満の方（高校生等を含む）は保護者等の同伴が必要になります。

2.（職員の立ち入り）

地区公民館の利用状況を確認するため、利用中に公民館職員が立ち入りを行う場合があります。

3.（禁止事項）

地区公民館では、次の行為を行うことを禁止します。

（1）もっぱら営利を目的とする活動

- ・商品等の展示・販売
- ・商品等の宣伝を目的とする催し
（例）ツアー募集説明会、マンション購入説明会 等
- ・消費者保護上問題のある催し
（例）マルチ商法の説明会 等

（2）特定の政党の利害に関する活動

（3）特定の宗教を支持する活動、特定の教派・宗派・教団を支援する活動

（4）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為

（5）建物、設備、器具等を毀損するおそれがある行為

（6）暴力排除の趣旨に反する行為

（7）企業等が地区公民館名を載せたチラシ等を配布し、営利目的の宣伝・広告活動につながる行為

（8）その他地区公民館の管理運営上、支障が出るおそれがある行為

4. (利用の予約)

地区公民館を利用する際は、あらかじめ、インターネット又は公民館窓口で予約を行ってください。

<窓口予約受付時間>

- ・火曜日～土曜日 8時30分～17時15分
- ・日曜日 8時30分～12時30分

※ただし、次の期間は窓口で受付をしていません。

- ・月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌火曜日も含む）
- ・祝日
- ・休館日（12月29日～1月3日）

5. (予約方法と予約が可能となる日等)

予約方法、使用料の支払方法別の予約可能日、使用料の納入期限、予約取消については、次の表のとおりです。

No.	予約方法	使用料支払方法	予約可能日	使用料納入期限	予約取消
1	窓口	現金	使用日の属する月の2か月前の1日（予約抽選）から使用日時間前まで	予約申請時	不可
2	窓口	口座	使用日の属する月の2か月前の1日（予約抽選）から使用日時間前まで	予約申請日の翌月末	不可
3	インターネット	現金	（大分市内居住者） 使用日の属する月の2か月前の3日から、使用日の前日から起算して7日前まで （大分市外居住者） 使用日の属する月の2か月前の10日から、使用日の前日から起算して7日前まで	予約申請日の翌日から起算して5日以内 （窓口支払）	予約申請日の23時59分まで可
4	インターネット	口座	（大分市内居住者） 使用日の属する月の2か月前の3日から、使用日時間前まで （大分市外居住者） 使用日の属する月の2か月前の10日から、使用日時間前まで	予約申請日の翌月末	予約申請日の23時59分まで可

6. (予約変更)

利用日時の異なる1部屋当たり、1回の変更が可能です。

使用日時までに使用許可書を持参して、窓口で変更申請をしてください。

ただし、口座振替での予約については、以下の期間に変更が出来なくなります。

- ・口座振替日(予約申請日の翌月末(*1))から起算して金融機関の8営業日前から、口座振替日の翌日から起算しておおむね3営業日後まで(予約変更ができない期間の詳細につきましては、各地区公民館へお尋ねください)。

(*1) 末日が金融機関休業日のときは、その翌営業日

7. (予約取消)

次のような場合、予約を取り消します。

- (1) 大分市公民館条例、大分市公民館使用料徴収条例等関係する条例や規則に違反した場合
- (2) 予約申請に偽りや不正があった場合
- (3) インターネットから予約し、使用料の支払い方法が現金である者は、当該予約の日の翌日から起算して、5日以内に窓口で使用料を納入しない場合(自動取消)

8. (予約抽選)

使用日が属する月の2か月前の1日に予約抽選会を行います。(都合により、抽選会の開催日を繰り上げる場合がありますので、抽選会の開催日時等については、各地区公民館にお問い合わせください。)

市外居住者、組織的教育活動を行う民間事業者は、予約抽選会には参加できません。

9. (警察への照会)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される「暴力団」の利益となる公民館の利用を未然に防止するため、市は必要な場合、警察に照会を行う場合があります。

10. (その他)

- (1) 大分市の定める条例、規則及び職員の指示に従って使用してください。
- (2) 準備、後片付け等は、使用許可時間内に含みます。
- (3) 調理実習室の調理台の台数は、利用時間内においては一律で設定してください。
- (4) 既に納めた使用料は、条例により原則として還付いたしません。
- (5) 使用の際は、使用許可書(口座振替の方は予約番号)を受付窓口に掲示してください。

- (6) 施設を使用する時は、館内の避難経路を必ず確認してください。
- (7) 利用する際に出たゴミ類は、必ず利用者が持ち帰り処分してください。
- (8) 利用終了後は、部屋の清掃、片付けを行うとともに、火気、照明、戸締り、冷暖房等について十分な注意を払ってください。
- (9) チラシ等により地区公民館を開催場所として不特定多数の者に催事への参加を呼び掛ける場合は、事前に地区公民館へ相談をしてください。